

〈投稿論文〉

リベラルではない文化への介入

——カナダにおけるムスリム女性をめぐる事例の政治理論からの考察——

石川 涼子

Multiculturalism has been accused of preserving so-called illiberal cultural norms that are oppressive to women. Critics of multiculturalism claim that rather than giving political recognition to cultures, government should either stop respecting cultural rights altogether and allow those minority illiberal cultures to fade, or intervene directly into such cultures to enforce liberal rights and norms. The former is problematic for women of minority cultural groups, as it leaves them under oppressive cultural norms. The latter appears to be more promising but in actuality, direct interventions may not always be helpful to women in illiberal cultures.

In order to show this point, this paper first assesses how multiculturalism can be harmful to women. Second, the liberal ways to deal with illiberal cultures are reviewed. Third, taking the Sharia court case in Ontario, Canada as an example, the effectiveness of liberal direct intervention is examined. Finally, this paper indicates an alternative and more inclusive approach.

キーワード：多文化主義、リベラリズム、政治理論、カナダ

多文化主義は、リベラリズムの根本にある政府の中立性や、個人の自由を十分に保障しないので、リベラルではないという一般的な批判がある。例えば多文化主義を採用する政府は、多様な文化の存続のために少数派文化の保護政策をとる。このように政府が公的に特定の文化の保護に乗り出すことは、政府の中立性を損なうとされる。文化は信仰のように個人にとって極めて重要なものであるがゆえに政府が干渉しない私的な領域にあるべきものであり、それゆえに政府は様々な文化を保護するような政策をとることはせず、文化に対して中立的であるべきだというのである。

また、多文化主義の精神に基づいて、政府が特定の文化集団に対して言語権などの特別な権利を付与することは個人的権利を侵害するとされる。例えば少数派言語の保護のために、その言語を学校教育で必修化することを考えてみよう。このとき多様な文化の存続という目的が個人の選択の自由に優先することになり、個人の自由が十分には尊重されない事態が引き起こされうる。

このように政府の中立性と個人的自由の尊重を重視するリベラリズムの立場を取る論者からすれば、他者に危害を与えない限り政府は干渉しないというリベラリズムの基本原則である他者危害原則に抵触しない限り、どのような文化が社会に存在していても構わない¹。そのため、文化の多様性の追求は政

府が公的に取り組むべき事柄ではなく、私的な領域においてなされるべきものである。ジェレミー・ウォルドロン (Jeremy Waldron) は、公的保護が行われないことにより、消滅する少数派文化もあるかもしれないが、それは仕方のないことであると述べた²。ファッションの流行と同じように、廃れる文化もある。そうした消滅しつつある文化を維持するためだけの保護政策には、リベラルな政府は取り組むべきではないと論じる。

これに対して多文化主義を擁護する立場の論者たちが主張したのは、中立性を重んじるリベラリズムが、実際には中立ではありえなかったことである。すなわち、中立的リベラリズムは中立性を標榜しながら、その社会の主流の多数派文化を奨励あるいは強制し、少数派の文化を周辺に追いやってきた。多数派文化が支配する文化間の力関係における不正義は、少数派などさまざまな文化集団に対して文化保護政策を実施することを通じて是正することで、より公正な社会を実現するべきであるとされる。

さらに多文化主義論者たちが示したのは、政治において文化という文脈が無視されることによって、かえって個人の自由が制約される場合がありうるということである。また、文化が経てきた歴史によって生まれ、継承されてきた価値という文脈のなかで、人は選択や決定を行う。そうであるとすれば、文化は自己決定を重視するリベラリズムにとって、極めて重要なものであるはずだろう。すると、リベラリズムを適切に理解すれば、文化の承認はリベラリズムの中から要請されるものだと多文化主義論者たちは主張する。

だが、依然として残る問題は、多文化主義はリベラルではないとされる文化をどのように処遇するのかという問題である。これに関して、スーザン・オーキン (Susan Okin) は論文 “Is multiculturalism bad for women?” (1999) において、フェミニズムの立場から次のように述べた。多文化主義は、女性に対して抑圧的な慣習を存続させ、女性の自由や尊厳を損なう。これは、多文化主義があらゆる文化を尊重し、その存続を保障するために、必ずしもリベラリズムの価値にそぐわないような価値であったとしても、存続させてしまうからである。それゆえに、オーキンは政府が文化を保護するような多文化主義をとるよりも、むしろリベラルではない文化がリベラルな価値を受け入れるように、積極的に取り組むことで文化に介入すべきだとする。

このような批判に対して、多文化主義を擁護する立場の代表的論者であるカナダの政治哲学者ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) は、多文化主義はあらゆる文化を承認するものではないとして、リベラルな多文化主義を提唱した。すなわち、多文化主義に基づく文化的権利のうち、多数派文化に対して少数派文化を保護するような「対外的保護 (external protection)」については、リベラリズムの理念に適うので政府が承認してよいが、女性に抑圧的な文化的慣習を通じて文化集団のメンバーの個人的自由を制約するような「対内的制約 (internal restriction)」を課す文化は承認すべきではないと論じる。つまり、個人的自由を尊重するような、リベラリズムの価値に適う文化に限って承認するリベラルな多文化主義を採用することで、文化相対主義のそしりやオーキンの批判を回避しようとする。

しかし、ここで政府が承認しなかったリベラルではない文化、すなわち女性に対して抑圧的な文化には、どのような方策がとられるのだろうか。まず考えられるのは、リベラルな価値に適う文化になれば政府が承認するので、そのような変化が起こるまで待つことかもしれない。だがこれは、例えば女性に差別的な文化の中で生きる女性が居るのにもかわらず、それに対して何もしないことになる。リベラリズムの他者危害原則から考えれば、女性に危害を与えるような文化は政府の介入の対象になる³。すると、そうした抑圧的な文化がリベラリズムの価値に適う内実になるよう、政府が介入を行うことがも

うひとつの選択肢である。問題は、どのような介入を行うかである。

キムリッカは、女性に抑圧的な慣習を持つような対内的制約を課す文化は、自由と平等というリベラリズムの原理に反するが、だからといってリベラリズムの原理をリベラルではない文化に一方的に強制することはできないと述べる⁴。その上で、リベラルではない文化に対してリベラルな価値を強制する直接的介入ではなく、リベラルな文化へと内発的に変容していくよう、より穏当な手段で働きかける間接的介入を推奨する。

そこで本稿では、リベラルな多文化主義をとる政府が、リベラルではないとされる文化、とりわけ女性に対して抑圧的な文化にどのように介入することがより有効であるのかという問いを念頭に、いかにしてリベラリズムの要請と、多文化主義の要請とを両立させるかを考察する。まず多文化主義がなぜ女性に抑圧をもたらすのかを確認する。次に、リベラルではない文化への強制的・間接的介入について、多文化主義に批判的な立場をとるチャンドラン・クカサス (Chandran Kukathas) やブライアン・バリー (Brian Barry) によるキムリッカ批判を手掛かりに考察する。これを踏まえて、近年のカナダ・オンタリオ州でリベラルではないとされるイスラム法に基づく紛争処理を容認するかどうかの問題となった事例を紹介する。この事例を題材に、直接的介入が実際には最も救いたい対象としているはずの女性に対する排除を引き起こしてしまうことを示した上で、リベラルな多文化主義によるリベラルではない文化への介入の在り方として、間接的介入の有効性を擁護する。

1. リベラルな多文化主義による女性の抑圧の温存

多文化主義とは、端的に言えば、出身の異なる移民や先住民、また多様な言語を母語とする市民の共存を目指す政策を指す。多文化主義社会では、さまざまな文化的背景を持つ人々が、お互いの違いを尊重し、また多様な背景にも関わらず平等に社会に参加することを目指す。このような多文化主義の理念に関しては、多くの人が同意するだろう。しかし、多文化主義を実際にどのように実践するか、そして多文化主義政策がどのような帰結をもたらすかに目を向けると、さまざまな危惧や批判が表れはじめる。そこで、はじめに多文化主義を擁護する議論の特徴を確認した上で、とりわけ女性を考慮に入れた場合の主な批判を概観する。

まず、多文化主義を擁護する議論が何を問題としているのかを確認するために、リベラリズムにおいて重視される平等と個人的自由の背景にある「政府の中立」について簡単に説明する。とりわけカント的な自由の理解に基づくリベラリズムにおいて個人的権利の保障が重視されるのは、自分が抱く善き生の在り方に向けて自分で選択し、決定できることに人間の尊厳があるとされるからである⁵。このため、政府は各個人が追求する生の在り方の内容に立ち入るべきではなく、こうした選択が可能になるような領域の保護に徹するべきであるとされる⁶。

上記のような見解に対して、多文化主義を擁護する論者は、第一に文化を考慮に入れた平等の追求を支持する。平等の実現にはいくつかの仕方があるが、ひとつのやり方は、どのような文化的背景を持つ人であっても、政府が同じように処遇することで平等を実現するものである。この場合、各個人の文化的背景は、平等のために敢えて無視される。これに対して多文化主義を擁護する立場の論者たちは、政府が文化の存続にコミットすることを容認し、政府が文化によって異なる処遇をすることで、多様な文化が開花できるよう実質的な平等を目指す⁷。

第二に、多文化主義を擁護する論者たちは、個人的権利の保障に加えて、集団的権利の尊重も主張する。政府の中立が要請されるのは、人々が政府の干渉を受けることなく自らの善き生に関する選択を行うことができるようにするため、すなわち人々の自由を保護するためであると先に述べた。しかし、多文化主義を擁護する論者たちは、このように個人的な自由を保護するだけでは不十分だと考える。人は、その人が生まれ育ってきた文化の中で選択を行う。人が何を重んじ、何に価値を見いだすかにおいては、その人が身を置いている文化が重要な役割を果たしている。それゆえに、そうした文化が失われたり、衰退したりすることのないように、文化の存続のために特別な集団的権利を与えてよいというのである。

こうした発想に立つ多文化主義の議論の背景にあるのは、主流派ではない文化の存続についての危機感である。例えば北米圏では英語を軸とした文化が主流化しており、社会的な成功のためには英語を話せることが不可欠である。この傾向は、グローバリゼーションの進展により、英語がほぼ世界共通語となったことにより、さらに加速している。このような事態の下で、カナダのフランス語系住民や先住民は、自分たちの文化が消滅の危機に直面していると考えられる。そのため、例えば失われつつある先住民の文化に対しては、学校のカリキュラムに組み込んで伝承のサポートを行ったり、また主流文化の蔓延を規制する政策をとったりすることで、文化の多様性を維持していこうとするのである。

ここに見られるのは、アン・フィリップス (Anne Phillips) の言葉を用いるなら、人を自由にするもの (enabling) として文化を考える見方である⁸。だが、文化は常に人を自由にするものではない。文化は、自由に対する足かせ (constraint) ともなりうる。これはとりわけ、女性の自由に目を向けると明らかである。以下では、フェミニズムの立場から多文化主義論を批判したオーキンの議論を概観しよう。

オーキンにとっては、文化はジェンダーを規定するものである。しかも、文化が持つ第一義的な機能は、男性による女性の支配である⁹。このように述べるオーキンにとっては、多文化主義は女性にとって悪いものであることになる。オーキンによれば、多文化主義を擁護する論者の議論は二つの点で不十分である¹⁰。第一に、文化集団には、多かれ少なかれジェンダーに基づく不平等が存在するが、文化集団はあたかも同質的な一枚岩であるかのように扱われており、文化集団に属する人々の多様性については十分な考慮がなされていない。第二に、多文化主義論はまた、私的領域において何が起きるのかについても十分に検討していない。先に述べたように、多文化主義を擁護する人々は、文化が人々を自由にする側面を強調するが、とりわけ再生産の領域である私的領域においては、文化は女性の役割を規定するのであり、女性にとって文化はむしろ足かせとして機能する。

すると、オーキンの理解では、多文化主義は女性の自由や平等を制約することに結びつくので、女性にとっては悪いものである。これは多文化主義が文化集団の権利を擁護し、文化を維持する際に、女性への差別的な文化慣習も隠蔽して維持してしまうからである。以上のように多文化主義を批判した上で、オーキンはこのような事態を引き起こさないためには、個人的自由や平等といったリベラリズムに基づく価値をもって女性に差別的なリベラルではない文化に介入し、そうした文化がよりリベラルなものに変化するように努力を払うべきだとする¹¹。

このようにオーキンはリベラルではない文化への積極的介入を説くが、こうした介入は、見方を変えれば西洋的な価値を非西洋の文化に強制することになる。このような介入の仕方は、実際にはリベラルでないとされる文化にある女性からの反発を招き、かえって女性の自由の実現が遠のくことにはならな

いだろうか。多文化主義論の代表的論者として知られるキムリッカは、リベラルではない文化への介入の仕方には、強制的な直接的介入と間接的介入の二つがありうると述べた。次節では、これらの介入の在り方を考察する。

2. リベラルではない文化への強制的・間接的介入

冒頭で述べたように、キムリッカはオーキンのように多文化主義があらゆる文化を承認することにつながり、リベラルではない文化も受け入れてしまうという批判者たちに対して、「リベラルな」多文化主義を提唱し、これはあらゆる文化を無条件に承認するものではないと主張した。単なる多文化主義ではなく、リベラルな多文化主義をとることにより、キムリッカは自らが主張する多文化主義が、リベラリズムに適うものであることを示す。だが、こうしたキムリッカの方策がリベラルとはいえないという批判が、リベラリズムの立場から多文化主義を批判するクカサスやバリーからなされている。そこで本節では、最初にこのキムリッカの議論の特徴について説明し、次にクカサスとバリーが指摘する問題点を概観する。

先述したように、リベラリズムに適う多文化主義を示すために、キムリッカは第一に、リベラルな多文化主義が容認できる文化の基準を、文化的権利を「対内的制約」と「対外的防御」とに区別することで示した。第二に、リベラルな多文化主義は、リベラルでない文化に対して介入する権利と責任があることを述べた。

まず、キムリッカによれば対内的制約とは、文化や伝統の名の下に集団内部の個人の自由や基本的権利を制約することを指す¹²。例としては、女子割礼や名誉殺人などが挙げられるだろう。このような制約は、集団に属する個人の自由を奪うものであるため、リベラリズムの理念に照らして正当化することはできない。それゆえに、リベラルな多文化主義は対内的制約を課す文化は承認すべきでないとしてキムリッカは論じる。これに対して対外的防御とは、文化の存続のために、外部の支配的文化からの影響力に制約をかけるものである。例としては、カナダのケベック州でフランス語を公用語とし、英語の使用を制限している事例が挙げられる。英語が支配的言語である北米において、少数派の言語集団が独自の言語政策をとることは、集団と集団のあいだの力関係の公平性を保つために行きわたるのであれば、限定的に正当化されうるものであると彼は主張する。したがってキムリッカによれば、リベラルな多文化主義は、個人の自由を侵害する文化は承認しない。

次に、このような区別を踏まえたうえで、キムリッカはリベラルな多文化主義は、リベラルでない文化に対して介入すべきであることを主張した。つまり、対内的制約を課すようなリベラルでない文化は、放置すべきではなく、よりリベラルな文化になるような働きかけをする権利と責任があるというのである¹³。

だがここで、どのように介入すべきかが問題となる。キムリッカによれば、介入には二つの仕方がある¹⁴。ひとつはリベラリズムの理念を明示したうえで、それに従うよう強制する仕方である。もう一つは、リベラルな文化への変化を内発的に引き起こすことを期待して対話を通じた働きかけを行う仕方である。キムリッカは、そもそもどのような第三者が文化に対して介入する権威を持つのかという疑問を提示し、現代のリベラルな国々では、少数派文化集団に対してリベラルな価値を押しつけることが通例化していることを批判する¹⁵。その上で、アフリカの事例を挙げ、このような強制政策が、少数派文化

集団の反感を集め、結果として政治の不安定化を引き起こしていると述べる。ゆえに、リベラルな価値を強要するような介入は不適切であり、内的な変化を促すような介入がふさわしいと述べる¹⁶。キムリックは、こうした介入は国際機関が担うべきだとする。

このようなキムリックの見解に対して、多文化主義はリベラルでありえないとして、クカサスとバリーは厳しい批判を投げかける。クカサスは多文化主義的な文化保護政策は認めず、文化集団の消滅はあるがままにまかせる立場をとっているが¹⁷、キムリックの議論がリベラリズムの観点から見て一貫性を欠いていることを指摘する。

まずクカサスは、キムリックが強制的介入をしない点を批判する¹⁸。キムリックは、自律 (autonomy) にコミットする点にリベラリズムの意義を見出しており、文化の承認に関してもリベラリズムへのコミットメントを貫こうとする。だが、このような自律の理念を核とするリベラリズムを実現するために、リベラルではない文化に対してリベラリズムを強制することはしない。リベラリズムを徹底しないのだとすれば、このような姿勢は果たしてリベラルであると言えるのだろうか。

また、キムリックは対内的制約を課すようなリベラルでない文化は拒否 (reject) されるべきだとしながらも、「拒否」とは具体的に何を指すのかを明らかにしていない¹⁹。クカサスは、キムリックが彼がするような形でリベラルな原理にコミットするのであれば、リベラルな原理に基づく介入をせざるを得ないはずだと主張する。「拒否」が黙認しないことや許容しないことを意味するのであれば、それは介入を意味するのであり、文化集団の自治権の尊重などがリベラルでない文化における対内的制約を許してはならないのである²⁰。

キムリックに対する同様の批判は、バリーからもなされている。バリーはキムリックから文化集団の権利の容認を求める論者に対して、彼らはリベラルではないと批判し、リベラルではない文化に対してはリベラルな価値を強制することを主張する²¹。バリーが考えるリベラリズムは、いわゆる消極的自由を求めるものであり、リベラリズムとは政治権力の乱用を防ぐことを考慮して、基本的自由や権利を保護し促進するような政治秩序をどのように維持するかという政体の運営を論じるものである²²。バリーによれば、リベラルを特徴付けるものは「抑圧、搾取、損害に対してすべての人間が主張することのできる何らかの権利がある」と考えることである²³。キムリックから多文化主義者は、集団から個人の自由を守ることに十分に配慮しないため、リベラルに数えるべきではないとされる²⁴。

このようにバリーが批判をするのは、彼がリベラリズムを普遍主義的なものとして捉えているからである²⁵。つまり、先に述べたようなリベラリズムが考える基本的権利は、誰にとっても受け入れられるべきものであり、これと両立しないような価値を文化集団が求め、そのような価値が基本的自由を優越したり、自由を侵害したりすることが許されてはならない。多文化主義を擁護する論者は、リベラリズムにおける個人的自由や平等と言った原理を基本的には擁護しながらも、それらが唯一の自由の在り方ではないと考える傾向があり、そのために相対主義的であるとされる。

果たして、クカサスやバリーが示すように、キムリックが描くようなリベラルな社会の実現のためには、リベラルな原理に基づく強制的な介入、すなわちリベラリズムの強制だけしか、とるべき方策はないのだろうか。キムリックが提唱するような内発的な変革を促すような働きかけは、むしろリベラルではない文化の存続を許してしまうだろうか。次節では、近年のカナダで起きたイスラム法をめぐる論争を題材に、リベラルではない文化の処遇とリベラルな多文化主義社会の実現について考察する。

3. カナダ・オンタリオ州におけるイスラム法の承認をめぐる論争

2000年代なかばのカナダ・オンタリオ州で、イスラム法に基づく裁判外紛争処理（Alternative Dispute Resolution：以下ADR）制度を容認すべきかどうか大きな問題となった。オンタリオ州では、州の管轄にある民事問題についてはADRが認められており、カナダ憲法に定められた諸権利やその他の法を侵害しない限りにおいて、宗教的な価値に基づいてADRを行うことができた²⁶。例えば、イスラム教、ユダヤ教、カトリックといった信仰を持つ人びとが、離婚や養育権、遺産相続について、州の裁判所の外で、彼らの信仰の原理に基づいて家庭内の争いを処理することができる。ADRは、両方の当事者がこのプロセスによる処理に同意しているときにのみ可能となるものである。また裁判所は、このプロセスが公正かつ公平に執り行われるよう審査する権利を持ち、場合によってはADRによる裁定を覆すことできる²⁷。

だがADRの問題点のひとつは、記録を残す義務がないことである²⁸。そのため、これまでの裁定で女性に不利なものがあるかは不明である。また具体的にどれだけの件数のADRが行われているのかについてもはっきりしたことはわからない。Canadian Council for Muslim Womenによれば、宗教的なADRは頻繁に行われているものではなく、ユダヤ教信者のうちの一部が、宗教的な離婚のために利用しているにすぎない²⁹。

2003年10月、Islamic Institute of Civil Justiceという小さなイスラム教徒の団体が、この制度を利用して、カナダにおいてイスラム法に基づく法廷を開始すると公表した³⁰。離婚やそのほかの家族に関する諸問題について、イスラム法に則ってADRを行うというのである。このことが知られると、メディアはあたかもイスラム法がカナダ法に優越するような印象を与える報道を続け、大きな反対運動が巻き起こった³¹。女性を不平等に扱うとされるイスラム法は、個人の自由や男女の平等といったリベラルな価値に適うものではないため、リベラルなカナダ社会では容認されるべきではないという批判が巻き起こったのである。

これを受けてオンタリオ州政府は2004年6月、元司法長官のマリオン・ボイド（Marion Boyd）を起用して、ADRが女性や障害者、老人などの弱者（vulnerable people）に対して持つ影響を精査するよう指示した。同年12月に提出された報告書は、ADRを規定するArbitration Actへの46項目の修正案を示した上で、ADRによる裁定がカナダ憲法を始めとするカナダの法律を侵害しない限りにおいて、基本的に宗教に基づく法によるADRも容認されるべきであるという結論を出した³²。この報告書の内容はさらに反対運動を大きくさせ、結果として2005年9月には当時のオンタリオ州首相ダルトン・マグインティ（Dalton McGuinty）は州内での宗教法廷は禁止することを宣言した³³。さらに2005年11月には、連邦政府が家族法の改正を行い、家族法に関するADRはカナダ法に基づいてのみ行うことができるとし、宗教的な原理によるADRは法的拘束力を持たないとされた³⁴。

イスラム法に基づくADRにとりわけ熱心に反対したのは、フェミニスト団体である。具体的には、イスラム系の女性を中心にしたグループ、一般のカナダ人によるグループ、また国際的なフェミニスト団体があった。これらのフェミニスト団体がイスラム法によるADRに反対したのは、イスラム法においては、カナダ憲法で保障されているジェンダーの平等が保障されていないことによる。例えば、離婚や子供の親権、遺産相続に関して女性が不利に処遇されることが指摘された。遺産相続の際には男性の半分しか相続できないことや、離婚した女性が再婚すると、子供の親権が子供の父親に戻ってしまう

可能性があることなどが問題視された³⁵。

またフェミニスト団体が問題視したのは、イスラム教徒の女性が、イスラム法の下でどれだけの自己決定ができるかという点である³⁶。ADRは、当事者がそれぞれに自分の利害関心を主張し、自己決定できることを前提としている。だが、イスラム教は女性の自己決定権を尊重しておらず、当事者の女性は自分の利害関心を自由に主張することができない。Association of Muslim Social Scientistsのジャスミン・ジン（Jasmin Zine）は、イスラム教に基づく宗教法廷の開始を宣言したIslamic Institute of Civil Justiceが、「善きイスラム教徒」であれば家族間の紛争解決のためにこの宗教法廷を利用するだろうと宣言のなかで述べていたことを危惧する³⁷。このような主張からも明らかなように、イスラム教徒の女性はこうした宗教法廷に行かなければならない義務感を感じてしまうだろうし、そこで保守的なイスラム法解釈によってなされる裁定を受け入れなければならないように思うだろうというのである。

つまり、イスラム法によるADRの導入は、女性の権利や平等を損なう危険性を持つものであり、これを多文化主義の名の下に容認することは間違っていることが主張されたのである。結果的に、イスラム法に基づくADRの導入に関しては、女性の権利や平等を謳うこれらのフェミニスト団体が勝利したことになる。

4. 承認と拒否のあいだ

ここで、キムリッカとクカサスやバリーとの間の意見の相違から見えてきた、リベラルではない文化への介入の在り方という問いに立ち返り、前節で論じたイスラム法を巡るカナダ・オンタリオ州での論争を踏まえて、改めて考察してみたい。

キムリッカに対しては、リベラリズムを標榜するのであれば、リベラルではない文化に対して、リベラルな価値を強制すべきだという批判がなされた。そうでなければ、リベラルではない文化を容認してしまうことになるからである。本稿の冒頭で触れたオーキンも、フェミニストの立場から同様の多文化主義論批判をした。つまり、文化集団の権利を尊重することの重要性を主張するのだとしても、リベラルではない文化に対してリベラルな原理の徹底ができないのであれば、それはリベラリズムに反するとオーキンは考える。個人の自由や平等を保障しないようリベラルではない文化は不正であるので、リベラルな価値に基づいて強制的な介入を行うべきだとする。この立場に立てば、イスラム法に基づくADRは個人の自由やジェンダーの平等を侵害する可能性があるので、拒否すべきことになる。イスラム教徒も、リベラルな原理に基づく非宗教的な法廷で裁定を受けることが適切だというわけである。

これに対してキムリッカは、リベラリズムの強制と、リベラリズムに適う改革が文化の内側から生じるように様々なインセンティブを与えることとは大きな違いがあると述べていた³⁸。深刻な人道的危機が起きている場合には前者をとるのもやむを得ないが、カナダのようリベラルな多文化主義社会を考えるとき、キムリッカは後者の方策をとる。キムリッカによれば、リベラルな諸制度を外部からの押しつけによって実現しようとする、不安定で一過性のものになりやすい。むしろ、リベラルな変革が文化集団の内側からなされる時、最も永続的となる³⁹。それゆえに、キムリッカはリベラルではない文化の内発的な変化を支援するような形での働きかけを支持するのである。

ボニー・ホーニグ（Bonnie Honig）も、キムリッカと同様の観点から、オーキンを批判している。オーキンは欧米社会のほうの家父長制の度合いが低く、それゆえに自由と平等の面では非欧米の社会よ

りも先進的であると信じているようだが、この点については詳細に検討する必要があるとホーニグは指摘する⁴⁰。例えば、リベラリズムにおける個人的権利の重視は、間違いなく女性の地位向上と権利保障に重要な役割を果たしてきた。だが個人主義は同時に、女性同士を孤立させ女性のエンパワメントのための運動に必要な連帯を弱めてもきた。つまり、非欧米の文化よりも欧米の文化のほうが女性にとってよいとあらゆる面と言えるかは疑わしいというのである。その上で、単に欧米的な価値観をリベラルでない文化に強制するのではなくて、リベラルではない文化自体の自己変革を起こさせることを目指すほうが、リベラルな多文化社会の実現のためには有効かもしれないと述べている⁴¹。

実際に、いずれの方策がリベラルな多文化主義社会の実現のために有効なのだろうか。前節で論じたオンタリオ州のイスラム法に基づくADRを認めるか否かについての論争に関するその後の研究を見ると、キムリッカやホーニグの主張を裏打ちする点が指摘されている。以下に、2つの論点を示す。

(1) 裁判所による監視の重要性

イスラム法に基づくADRに賛成する意見のなかには、政府による監視の下でイスラム法が適用されることの重要性を主張したものがあつた⁴²。先述したように、オンタリオ州のADRにおいては、その結果がカナダ憲法やカナダ法で守られた諸権利を侵害しないことが原則である。だが、当時のオンタリオ州首相がイスラム法に基づくADRの禁止を宣言したことにより、イスラム教の信仰を持つ家族間の争議は、カナダの法的機関の目が届かないところで裁定されることになる。

つまり、イスラム法に基づくADRを認めれば政府による監視の元でイスラム法が適用されることになり、イスラム教徒は基本的な諸権利を侵害されることなく、信仰に基づく原理を踏まえて裁定を受けることが可能となるはずだった。このようなプロセスを通じて、カナダ法と両立する限りでの信仰に基づく裁定を容認することは、非強制的な形で宗教的伝統の内側からのリベラルな変化を引き起こすために有効な手段となり得る可能性が指摘されている⁴³。

(2) 非宗教的な法廷は女性にとってよりよいと言えるか

(1)にも関連するが、果たして州政府の非宗教的な法廷が、女性の権利を守るのに十分な制度を備え、最も適したところといえるのだろうか。トロント大学ロースクール教授で、多文化主義と女性の権利に関する研究で知られるアイレット・シャハー (Ayelet Shachar) は、熱心な信仰を持つ宗教的少数派の女性にとっては、非宗教的な法廷では真の対話や熟議をすることができないかもしれないと述べている⁴⁴。加えて、法廷を宗教的な裁定から切り離すことによって、すでに宗教的原理に基づく裁定に頼っている女性の声は沈黙させられてしまう。シャハーによれば、宗教的少数派の女性は民事裁判制度に対するアクセスがあつたとしても、実際には有効活用しない傾向があるため、非宗教的な裁判制度だけで十分に女性の権利保障ができると結論づけることはできない⁴⁵。そうした女性が、自分たちが信仰する宗教の価値を抱いたまま公的な裁判制度にアクセスできる回路を開いておくことは、(1)と同様に、宗教的伝統の内側からのリベラルな変化を引き起こすきっかけとなりうる。

イスラム法に基づくADRの是非を巡って起こつたこの論争では、個人的権利や自由の保障をとるか、それとも文化や宗教をとるかという対立軸で議論がなされた。シャハーは、このような枠組みでこの論争をとらえるなら、家族法に関する争議については、政府か宗教団体のいずれかが絶対的な権威を持つ

しかなく、二者択一の議論になってしまうと述べる⁴⁶。このような枠組みの代わりに、イスラム法に基づくADRの容認を、公的な対話への招待としてとらえるべきだとシャハーは主張する⁴⁷。イスラム教徒たちに、隔離されたところで自分たちの法に基づく裁定を行わせるよりも、そうした裁定制度を公的に認めることが、多文化主義の在り方についての対話と交渉の糸口となることが期待できるというのである。

リベラリズムの核心に個人的自由や平等の尊重という価値があることは間違いなく、女性が自由と平等を手に入れることは目指すべき目標である。そう考えると、リベラルな価値に適合する文化や慣習、法でなければ認めないという姿勢は、一見するとリベラルな社会を実現するための姿勢であるように思われる。この発想に従えば、リベラルではない文化はまず拒否され、その上でリベラルな原理に適合するよう変革を強制されることになる。実際のカナダの文脈で考えるなら、リベラルではない文化は、自分たちの文化のためにカナダから去るか、あるいはカナダのリベラルな法や文化を受け入るかかを選択することを迫られることになるだろう。だが現実には、このように線引きをして、リベラルな原理から少しでも外れるような文化については承認しないという姿勢は、そうした姿勢をとる論者たちが最も救いたい対象としているはずの、リベラルではない宗教を熱心に信仰する女性を公的な議論の場から疎外あるいは隔離してしまう効果を持つ。すると、オーキンが主張するような、リベラルではない文化への政府の直接的な介入は、オーキンが求めている結果をもたらさないことになる。

そのため、むしろオンタリオ州でのイスラム法に基づくADRのように、リベラルではない宗教的少数派のメンバーも自らの信仰を踏まえて公的な対話に参加できるような回路を設定するという間接的介入が、リベラルではない文化内部での変革を引き起こすきっかけとなりうる。これは、リベラルではない文化を制限付きながら承認することであり、それゆえに批判も受けるだろう。だが、対話を拒否してリベラリズムを強制することとは異なり、対話を通じてお互いの妥協点を見出していくことが、リベラルで包摂的な社会を実現するためのひとつの道筋となる。

以上のように本稿では、リベラルな価値を強要する強制的介入が、実際には女性を排除してしまうことを述べ、この方策の問題点を示した。そして、このような事態を避けつつ、リベラルな多文化社会を実現する可能性を、公的対話へ参加するための回路をリベラルではない文化に属する女性にも開くような間接的介入に見いだした。

しかし、依然として残る課題は、間接的介入を通じて、リベラルではない文化をいかにしてリベラルなものに変容させていくのかである。公的な対話に女性を巻き込んでいくと言うが、対話は常にコントロールできるものではなく、場合によっては価値観の相違と対立を明らかにするだけかもしれない。対話を通じて異なる文化間で妥協点を見いだすことができるのかも確かではない。さらに、どのようなインセンティブを与えれば、リベラルではない文化にリベラルな方向への変化を引き起こすことができるのかも明確ではない。さらなる実践の事例の考察を通じて、間接的介入の妥当性を示すことを試みたい。

(いしかわ・りょうこ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター・アソシエイトフェロー)

掲載決定日：2011（平成23）年12月8日

付記

本研究は科研費（23730132）の助成を受けたものである。

注

- 1 他者危害原則（harm principle）は、J. S.ミルが『自由論』で定式化したことで知られる。
- 2 Waldron 1995, p. 100.
- 3 ただしミルの他者危害原則においては、危害の存在は政府による干渉を正当化するための必要条件であるが、十分条件ではない。すなわち、危害が存在するからといって、政府が必ずその危害を取り除くために干渉しなければならないのではない（Warburton 2001, p.50）。
- 4 Kymlicka 1995, pp.164-165（邦訳pp. 245-247）。
- 5 Taylor 1994, p. 57.（邦訳 pp. 78-9）
- 6 この対比については、石川 2009、および石川 2010においてより詳しく説明した。
- 7 多文化主義論を批判する論者の多くは、文化間の実質的平等を実現するために、国家が特定の文化に肩入れをすることになり、国家の中立性が保たれない点を問題視する。この批判に対して、国家が中立性を保持しながら多文化主義を実現することは可能だと論じた研究に、松元 2007がある。
- 8 Phillips 2007, p. 106.
- 9 Okin 1999, p. 13.
- 10 Okin 1999.
- 11 Okin 1999, p. 16.
- 12 Kymlicka 1995, pp. 35-37.（邦訳pp. 50-53.）
- 13 Kymlicka 1995, p. 168.（邦訳p. 251.）
- 14 Kymlicka 1995, pp. 164-170.（邦訳p. 246-255）
- 15 Ibid.
- 16 Ibid.
- 17 Kukathas 2003, p. 5.
- 18 Kukathas 2003, p. 187. なお、個人的自由や自律にコミットする点で、キムリッカはジョン・ロールズ（John Rawls）が区別する包括的リベラリズム（comprehensive liberalism）と政治的リベラリズムのうち、前者の立場を取っているとクカサス指摘する（Kukathas 2003, pp. 186-7）。
- 19 Kukathas 2003, p. 185.
- 20 Kukathas 2003, pp. 185-6.
- 21 Barry 2001, p. 138.
- 22 Barry 2001, p. 137.
- 23 Barry 2001, pp. 142-133.
- 24 Barry 2001, pp. 132-138 and p. 146.
- 25 Barry 2001, p. 138.
- 26 *Arbitration Act* 1991, c. 17.
- 27 Boyd 2007, pp. 465-473.
- 28 Lépinard 2010, p. 13.
- 29 Canadian Council of Muslim Women 2006.
- 30 Ali 2002.
- 31 Boyd 2007, p. 466.
- 32 Boyd 2004.
- 33 “Ontario Premier Rejects the Use of Sharia Law”
- 34 Boyd 2007, p. 472.

- 35 “Sharia Law: FAQs.”
- 36 Kortweg 2008, pp. 437-439.
- 37 Women’s Rights and Sharia Tribunals in Ontario, Canada, 2008.
- 38 Kymlicka 1995, p. 168.
- 39 Kymlicka 1995, pp. 168-169.
- 40 Honig 1999, pp. 38-39.
- 41 Honig 1999, p. 40.
- 42 Kortweg 2008.
- 43 Shachar 2007, pp. 115-147.
- 44 Shachar 2007, p. 140.
- 45 Ibid.
- 46 Shachar 2007, p. 142.
- 47 Ibid.

参考文献

- 石川涼子「文化」飯島昇蔵編『現代政治理論』おうふう、2009年。
———.「文化の承認と公共性：多文化主義論の射程」齋藤純一編『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版、2010年。
松元雅和『リベラルな多文化主義』慶應義塾大学出版会、2007年。
Ali, Syed Mumtaz. “Establishing an Institute of Islamic Justice.” *Canadian Society of Muslims News Bulletin* (October 2002).
Online: <http://muslim-canada.org/news02.html> (accessed 09/20/2010).
Arbitration Act, 1991, S.O. 1991.
Barry, Brian. *Culture and Equality: An Egalitarian Critique of Multiculturalism*. Cambridge: Harvard University Press, 2001.
Boyd, Marion. “Dispute Resolution in Family Law: Protecting Choice, Promoting Inclusion,” December 2004. Online: <http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/about/pubs/boyd/> (accessed 09/08/2011).
———. “Religion-Based Alternative Dispute Resolution: A Challenge to Multiculturalism.” In Keith Banting et al. eds. *Belonging?: Diversity, Recognition and Shared Citizenship in Canada*. Montreal: The Institute for Research on Public Policy, 2007: pp. 465-474.
Canadian Council of Muslim Women. “Clarification: Arbitration and Family Law Acts.” Online: http://www.ccmw.com/activities/act_arb_family_faq.html (accessed 11/28/2011).
Honig, Bonnie. “My Culture Made Me Do It.” In Susan M. Okin et al. *Is Multiculturalism Bad for Women?*. Princeton: Princeton University Press, 1999: pp. 35-40.
Kortweg, Anna C. “The Sharia Debate in Ontario: Gender, Islam, and Representations of Muslim Women’s Agency.” *Gender and Society*. 22:4 (2008): pp. 434-454.
Kukathas, Chandran, *The Liberal Archipelago: A Theory of Diversity and Freedom*. Oxford: Oxford University Press, 2003.
Kymlicka, Will. *Multicultural Citizenship*. Oxford: Oxford University Press, 1995. (ウイル・キムリック『多文化時代の市民権』角田猛之ほか監訳、晃洋書房、1998年)
Lépinard, Éléonore. “In the Name of Equality? The Missing Intersection in Canadian Feminists’ Legal Mobilization Against Multiculturalism.” *American Behavioral Scientist* 53:12 (2010): pp. 1763-1787.
Mill, John S. *On Liberty*. 1859. (J.S.ミル「自由論」『ベンサム、J.S.ミル（世界の名著49）』中央公論社、1979年、pp. 211-348.)
Okin, Susan M. “Is Multiculturalism Bad for Women?.” In Susan Okin et al. *Is Multiculturalism Bad for Women?*. Princeton: Princeton University Press, 1999: pp. 7-25.
“Ontario Premier Rejects the Use of Sharia Law.” *CBC News, September 11, 2005*. Online: <http://www.cbc.ca/canada/story/2005/09/09/sharia-protests-20050909.html> (accessed 09/08/2011).
Phillips, Anne. *Multiculturalism without Culture*. Princeton: Princeton University Press, 2007.
Shachar, Ayelet “Feminism and Multiculturalism: Mapping the Terrain.” In Anthony S. Laden and David Owen eds.

- Multiculturalism and Political Theory*. Cambridge: Cambridge University Press, 2007.
- “Sharia Law: FAQs,” *CBC News*, May 26, 2005. Online: <http://www.cbc.ca/news/background/islam/shariah-law.html> (accessed 09/08/2011).
- Taylor, Charles. “The Politics of Recognition.” In Amy Gutmann ed. *Multiculturalism*. Princeton: Princeton University Press, 1994: pp. 37-44. (チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」佐々木毅ほか訳『マルチカルチュラルリズム』岩波書店、1996年、pp. 53-62)
- Waldron, Jeremy. “Minority Culture and the Cosmopolitan Alternative.” In W. Kymlicka ed., *The Rights of Minority Cultures*, pp.93-119, Oxford University Press, 1995.
- Warburton, Nigel. *Freedom*. London: Routledge, 2001.
- “Women’s Rights and Sharia Tribunals in Ontario, Canada: An Interview with Jasimn Zine, Association of Muslims Social Scientists.” AWID.org. Online: <http://www.awid.org/Library/Women-s-Rights-and-Sharia-Tribunals-in-Ontario-Canada> (accessed 11/28/2011).